

サイバーセキュリティ対策推進会議の下部会議について

※1 資料 1-1 サイバーセキュリティ対策推進会議について

※1 資料 1-2 サイバーセキュリティ対策推進会議の指定について

※2 資料 1-3 サイバーセキュリティ対策推進会議の運営について

資料 1-4 サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会について

資料 1-5 最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について

※1 は、サイバーセキュリティ戦略本部長決定

※2 は、サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定

サイバーセキュリティ対策推進会議について

〔平成 27 年 2 月 10 日〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部令（平成26年政令第400号）第4条の規定に基づき、関係行政機関の最高情報セキュリティ責任者（CISO）等相互の緊密な連携の下、政府機関におけるサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）に、サイバーセキュリティ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- 2 推進会議は、議長、副議長、構成員及びオブザーバーをもって構成する。議長は内閣官房副長官（事務）、副議長は内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監とし、構成員及びオブザーバーは、本部長の指定する職にある関係機関の最高情報セキュリティ責任者（CISO）等とする。
- 3 推進会議に幹事会を置く。幹事会は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。
- 4 推進会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 6 「情報セキュリティ対策推進会議」（平成17年7月14日情報セキュリティ政策会議決定）が決定した事項、検討した事項及び議長指示等については、推進会議に引き継がれるものとする。

サイバーセキュリティ戦略本部長の指定する職について

〔平成 27 年 2 月 10 日〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定

- 1 「サイバーセキュリティ対策推進会議について」(平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部長決定)第2項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議の構成員及びオブザーバーについて、以下の職を指定する。

構成員	内閣総務官 内閣官房副長官補（内政） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理） 内閣広報官 内閣情報官 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府大臣官房長 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房審議官（サイバーセキュリティ担当） 警察庁情報通信局長 金融庁総務企画局総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房長 総務省政策統括官(情報通信担当) 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省総合政策局長 環境省大臣官房長 防衛省運用企画局長
-----	--

オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監
参議院事務局庶務部長
国立国会図書館電子情報部長
会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局情報政策課長
日本銀行理事

サイバーセキュリティ対策推進会議の運営について

〔平成 27 年 2 月 13 日〕
サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定

サイバーセキュリティ対策推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1 会議への出席について

推進会議議長は、意見を求めるため、推進会議に内閣サイバーセキュリティセンター組織規則（平成27年1月8日内閣総理大臣決定）第5条に定めるサイバーセキュリティ補佐官の参加を求めるとともに、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2 議事の公開について

推進会議は、非公開とし、議事概要のみを会議終了後公開する。ただし、推進会議議長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとするができる。

3 配布資料の公開について

推進会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、推進会議議長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会について

〔平成 27 年 2 月 13 日〕
サイバーセキュリティ対策推進会議決定

- 1 サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）に議長を置く。議長は、サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職にある者とする。
- 2 幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設けることができる。
- 3 幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。
- 5 「情報セキュリティ対策推進会議幹事会」（平成 22 年 12 月 27 日 情報セキュリティ対策推進会議決定）がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、幹事会に引き継がれるものとする。

最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について

〔平成 27 年 2 月 13 日〕
サイバーセキュリティ対策推進会議決定

- 1 政府機関におけるサイバーセキュリティ対策を推進するため、各府省庁に共通する課題の分析・解決方法等について検討、助言等を行う体制として、「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、各府省庁の最高情報セキュリティアドバイザー及びサイバーセキュリティ補佐官とする。ただし、連絡会議は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。
- 3 連絡会議に主査を置く。主査は、サイバーセキュリティ補佐官とする。
- 4 (1) 連絡会議は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置する。
(2) 連絡会議は、連絡会議の構成員から、ワーキンググループにおける主査(以下「WG主査」という。)を置く。
(3) ワーキンググループの構成員は、連絡会議の構成員及びオブザーバーでWG主査が認める者並びにWG主査が必要と認める有識者とする。
(4) ワーキンググループは、必要に応じ、その検討状況等を、連絡会議に報告する。
- 5 連絡会議は、必要に応じ、その検討状況等を、適宜サイバーセキュリティ対策推進会議又は同幹事会に報告する。
- 6 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において定める。
- 8 「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議（平成 22 年 12 月 27 日情報セキュリティ対策推進会議決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。